

第1回王寺町男女共同参画計画等策定委員会

日時：令和7年10月30日（木）午後6時30分～
場所：王寺町地域交流センター AVルーム

1 開会

事務局：定刻となりましたので、ただいまから第1回王寺町男女共同参画計画等策定委員会を開催させていただきます。本日は大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。本委員会については、会議録作成のため録音、また広報用の写真撮影を行いますことをご了承いただきますよう、よろしくお願ひします。今回は皆様に王寺町男女共同参画計画等策定委員会の委員を新たな任期で委嘱させていただきますので、ただいまから委嘱状の交付をいたします。なお、本日、町長は公務のため出席できませんので、かわって副町長からお渡しいたします。お名前をお呼びさせていただきますので、その場でご起立お願ひします。なお、1名ずつ委嘱状をお渡しするのが本来ではございますが、時間の都合上、前委員長の音田様に代表でお受け取りいただきたいと思います。

2 委嘱状の交付

副町長：（委嘱状交付）

事務局：委員の皆様には、お手元の封筒の中に委嘱状を入れさせていただいております。なお、この委員会の任期は2年で満了となります。それでは、開会にあたりまして、副町長よりご挨拶申し上げます。

3 副町長あいさつ

副町長：改めまして皆さんこんばんは。お忙しい、本当に疲れておられる中で、このような時間帯でお集まりいただきまして、本当に申し訳ございません。できるだけスムーズに、この会議が進行するように考えておりますが、先ほど司会からもございましたように、本来町長がこの場合で皆様にお話をさせていただくということになっていましたけど、急遽、上京するという形でスケジュールが変わりましたので、私が代理で参加をさせていただいておりますので、どうぞご了承のほどよろしくお願ひ申し上げます。さてこれからお願いする王寺町男女共同参画計画の見直しというところでございますが、これから皆さんにお渡ししている資料の中には、今までの王寺町がやってきたこの参画計画における重点項目をいろいろと実施しています。また7年度の実施についても、お手元に資料として配っておりますので、この辺は私からはお話はせず、今日皆さんにお願いしたいことをお話したいと思っております。今回、この計画の見直しについては、皆さんご承知の通り、令和4年5月に国で困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が成立しました。このことから奈良県におかれましても、令和6年3月に県としての基本計画が策定されたということで、王寺町といたしましても、先ほど申し上げた、新たにできた法律に基づく形での困難な問題を抱える女性への支援に関する内容を、今回の男女共同参画計画の中に織り込みたいと考えております。そのような形で、この委員会を立ち上げさせていた

だいておりますので、そういうことも十分踏まえていただいた中で、忌憚ない意見を伺いまして、王寺町としてのこの計画を改定していって、それをまた実践していくように進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞ皆様には、よろしくお願ひを申し上げたいと思います。簡単でございますが、開会にあたりまして私からのお願いと、またご挨拶ということをさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

事務局：ありがとうございました。

4 出席者紹介

事務局：(紹介)

事務局：本日、会議の成立につきましては、王寺町附属機関の設置に関する条例第6条2項の規定により、委員の過半数の出席が開催の要件となっております。本日は10名おられる中の10名全員の方に出席をいただきており、会議の成立要件を満たしていることをご報告いたします。なお、当委員会の要旨と、委員会委員名簿についてはホームページ等で公開してまいりたいと考えておりますので、ご了承お願ひします。

5 委員長・副委員長の選出について

事務局：今回、第1回目の委員会開催に当たりまして、委員長及び副委員長の選出を行いたいと考えております。本計画策定時の委員会において、委員長をお引き受けいただきました音田委員に引き続き、委員長を、同じく岡井委員に副委員長をお引き受けいただきたいと考えておりますが、皆さんご異議ございませんでしょうか。

ありがとうございます。

音田委員、岡井委員よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは音田委員長、岡井副委員長、前の席へご移動をお願いします。

6 委員長・副委員長あいさつ

7 王寺町男女共同参画計画改定に関する質問について

事務局：王寺町から委員会への質問がございます。副町長よろしくお願ひします。

(質問)

事務局：それでは次第8に入ります前に、副町長につきましては、公務の都合のためここで退席いたします。それではここから音田委員長に議事を引き継がせていただきます。よろしくお願ひします。

8 案件 王寺町男女共同参画計画改定の方針等について

音田委員長：事務局から説明をお願いします。

事務局：（配布資料の確認）（事務局説明）

音田委員長：この内容について、ご質問とかご意見等ありましたらお願ひします。事前に資料等に目を通していただいていると思いますが、質問ということでなくても、もう少し詳しくとか、あるいは何か注文でもいいので、ご発言いただけたらと思います。

岡井副委員長：資料を拝見して、国の施策というか、政策に基づいて計画が策定されているので、行政的な業務というか、そういう表現を使うのは致し方ない部分がありますが、「困難な問題を抱える女性」という括りというのが、どうなのかと私は率直に思ったことがありますし、内部の文書で使う場合にはいいのかもしれません、これは町民の皆さんや、広く広報していくときに、何かもう少し、「私のこんな問題でも相談していいのかな」みたいなことにならないように、「困難な問題」となってしまうと少し重すぎると思います。そういったあたりで、個人的には少し対外的に広報していくときに、表現を他の自治体などを参考にしながら考えた方がいいのではと思っています。皆さん意見があればお願ひします。

音田委員長：今のご意見についてはどうですか。確かに硬い表現ではあります。今、どこでもこの言葉を使っています。国も使っています。実際にどうでしようか。もし自分がその立場にあって、そういうことがあり、行くという時に、確かにためらったりするという気がちょっといたします。この法律上は仕方ないですが、もう少しとっつきやすい言葉があればいいと思います。

事務局：困難な女性というところで、こども家庭センターが担ってもらっていますが、（同課を）「よろず相談所」といったネーミングにさせてもらっていますし、色々な問題を抱えておられる方もおられますので、自分がどういう立場かというのもなかなかわからない状況の方もおられるので、今先生がおっしゃっているネーミング、ラベリングというのは、もう少しソフトな感じでつけていきたいと思っており、住民の方にもある程度そういうところで周知はしていきたいと思っています。どうしても構えたり、敷居が高かったりと、そういうようなところがありますので、ラベリングのところはしっかり考えていきたいと思っています。

岡井副委員長：検討していただいているということで、ありがとうございます。

音田委員長：今のご意見に対してでもいいですし、他の件についてのご質問でもいいですけど、せっかくの機会なのでお願ひします。

中川委員：知的障害のある方の支援を福祉サービスで支援をさせていただいている。困難な女性というくくりと、知的障害のある困難さというところがリンクしまして、福祉サービスに繋がっていまして、支援を受ける体制ではあるので、困難だから受けているというよりも、知的に障害があるから受けているというスタンスです。確かに、いわゆる障害の軽い女の子たちが巻き込まれていく事件性の高いものというのは、軽ければ軽いほど遭遇することが多くて、これを福祉施設の中で、解決することは難しいなというような事例に立ち会うことがあります。彼女たちは知的障害があるがゆえに、だけどもわからないが故に、そのDVという言葉を知らないとか、心理的虐待の意味がわからないとか、いわゆるそういうところから、自分の置かれている環境を理解できないというところで、男性の誘いについていく、お金になるビジネスに簡単についていってしまうということが現場であります。その福祉サービスの利用者と、困難な女性の方のリンクしている部分を、我々もどう考えていいのかということです。専門職の方に、時々講義をしていただいて、困難ということはどういうことなのかということをわかりやすく教えていただくとか、そういう学びが我々にも一緒にあれば、彼女達は福祉サービスよりも、この支援を受けるべきだというような、伴走しながら、次に送り出すことができるかなと思い

ます。

音田委員長：ありがとうございます。今のご意見でもいいですし、その他、何かお感じのことがあればお願いします。先ほどのよろず相談という言い方はどうでしょうか。

中川委員：初めて私も、王寺町によろず相談という相談窓口があって、そこに彼女たちを繋いでもいいのだというのを、今私が知った状況で、今後ぜひご支援いただけすると大変ありがたいなと思いました。

事務局：実際のところ、認知度というところでは、こども家庭センターがそこを担っていますが、周知というところはまだしっかりできてないというところで、今回資料1の成果指標9で、そういった広報面をしっかりやりたい、あとその中の成果指標④で、困難な女性の支援対策会議（の開催について）を考えています、これは（関係者が）一同に会して、何かそういうこと（困難な問題を抱える女性への支援）ができないかなということを思っておりまして、そういう講師の方、例えば警察の方を講師に招いたりしながら、知識をまず持っていたい、情報共有できるネットワークを持てないかなというところで、これも年1回ぐらいということで計画はしています。そういう共有するネットワークをまず作りたい、そのためには、そういう実体験や、本当にリアルに接しておられる方の話を聞ける場、そういう方を極端に言ったら警察の方に講師になっていただいたりして、次年度以降、計画していきたいと思っています。

池島委員：法律自体の名前が対象を限定化しています。誰に対してか、困難な問題を抱える女性と限定化しているので、実際問題は、例えば私は一応教育委員として、教職現場にも身を置いた人間ですので、不登校の問題であるとかいろいろあります。これを困難な問題を抱える家庭や家族へのというように、少し幅を広げておくと、その中で、夫と妻、おじいちゃん、おばあちゃんなど、家族がどういうふうな支援をしていけばいいか、多様な援助支援をどうするかということで、結集できるのではないかと思っています。しかし、法律でこういう文言を使っていますので、あえてそのことを王寺町で限定化しないで、こういうふうに解釈してというか、ちょっと一言が必要かもわかりません。法律自体がそういう名称になっていますので。

岡井副委員長：要するに困難という表現を使っていますが、その困難は多様で人それぞれです。まず我々自身も何かの困難さだけを想定してはいけないし、それを町の皆さんに考えてもらったりするときも、もっと広く取らなければいけないと思います。法律が女性のとなっており、どうしても女性という性別だけに注目が行きがちですが、何かと何かクロス、掛け合わされたときに、困難さは出てくると思います。女性であることと障害であったり、女性であることと、例えば外国にルーツがあるとか、そういうものの困難さとか、多分まだ我々もいろいろ勉強しないと、なかなかわからないような困難さはいっぱいあると思いますので、ご提案があったように、名称の変更ができるかどうかわかりませんが、そこも含めて、家庭をしてしまうと今度シングル、今、結婚しない人増えていますので、その問題も出てくるかもしれませんので、どういう表現がいいのか、ちょっと検討すべきだと思います。すごく貴重なご意見だと思います。

音田委員長：わかりました。ご意見として承っておいて、また町の方でも検討していただくことで、この点については特にないですか。

辻岡委員：その困難な女性という形で特化していることの意味があって、ここに集まっている思います。

音田委員長：今、国はその言葉を使っています。ただその問題としては、こういう書物といいますか書類の上ではそうですが、実際に来ていただく窓口に、もっと来ていただきやすいネーミングの方がいいのではないかということです。

辻岡委員：それについてはわかりますが、ただ、人権でも何でもいいですが、水で薄めてしまう、薄まってしまうと意味がない。綺麗ごとで終わってしまうので、本当に困難な人にどうするかという視点は、きっちり持っていないといけないのではと感じました。それから、王寺町は毎週月曜日、心配ごと相談されていますが、そこにはいろんな心配ごとが寄せられていると思いますが、女性に関する心配ごとはどれぐらい来ているのか。それがもし少なかったら、それをどのように増やしていくか、できるだけたくさん、気軽に相談ができるような体制をどう組んでいくか。そこで名称を女性という形にしてしまうと、そのときはもっと違う話が出てきてしまうのではという心配も出てきたと思います。現状がどんなものかを知りたいです。

池島委員：私どもカウンセリングの方をやっておりまして、何か問題があると母親の育て方が悪いのではという発想が結構あります。やはり、子育てというのは夫妻、それから家族のみんなが、いろいろ話し合いながら解決をしていくという、応援部隊となって本当にやっていかないと駄目だと思います。これでいくと困難を抱える女性、つまりそういうことがたくさんある社会なので、何とかしましょうということだろうと思います。そういうときに、困難な問題を抱える女性への支援に関わる男女共同参画計画ということになると、キーパーソンは確かに女性かもわかりません。お母さんです。しかしながら、それだけではないと思います。いろいろ関わっていますと、協力支援、サポート体制を作らなければいけないこともありますし、ご主人の理解もそうですし、例えば発達障害の子どもさんでしたら、否定的な行動ばかり着目して、「何するんや」と言って強い言葉と同時に体罰を加えていくと、ますます否定的な行動が増殖します。これはあまりにもそういうところが多いというのが体罰です。そうなってくると、そこの家族の体質みたいなものをどう改善していくかということについては、面接は母親だけカウンセラーするのではなく、私は家族を全員呼ぶときもあります。皆さんで協力しないと、不登校もやかましく言えば言うほどが長引いてしまいます。やはり自分が見捨てられる感情を叱られるとすごく持っています。だから、子どもに愛着を、「君のことを大事に思っている」、「あなたも大丈夫に思っている」という気持ちを、ずっとたぎらせていく、やっていくことが、成長力を高めていくことになるとずっと言われています。そんなことで、困難な問題を抱える女性というふうに窓口としては、駆け込み寺的な、お母さんが来て、「助けてください」というふうにおっしゃったところで、キャッチフレーズというか、それでまず入っていただくということの意図もあることが一つです。また、私自身も家族の一員ですので、女房に対して、感謝することいっぱいあります。やはり子育てしている時に、夜寝ていても、目が覚めますが、寝ています。そういうふうに犠牲を払って、子育てを一生懸命頑張ってくださるの、これまでの女の人の役割みたいな感じで育ってきましたが、そういうようなところは、やはり男女共同参画社会の中で、家事にも参加しなければいけないということで、現在、定年になりましたので、炊事、洗濯をさせていただいておりますが、そういうようなことで、別に法律が出来上がっていますので、このままでもいいかなと思ったりしますが、そういうところを少し認識して置いた方がいいのではないか。その辺を王寺町の策定の中で、母親だけの立場に立ってという犠牲の中でどうこうということではなく、やはり家族が一体となって変わっていくことの必要性を書いていく。家族の方にとって、誰がキーパーソンとなるのか、それからサポートができる援助資源となるかということを、面接する時にそういうことを探っていきます。そのようなリソース探しといいますけど、そんなところから言葉としてこういう表現も確かにいいかなと思ったりもしますが、定義をしっかりとおいた方がいいかなと思います。

森村委員：町の心配ごと相談に月1回参加していますが、女性だけの悩みではなく、やはり幅広い、子育てやお嫁さんとお姑さんの問題とか、女性だけで来られるときはその人の老後、ご主人が（身体が）弱ってきたときに、その後どうししたらいいのか、どんな支援があるのかという感じ（の内容の相談がある）です。あとは女性だけが関わる問題というのではなく、幅広い墓地（に関する悩み）とか、そういう悩み事がありまして、そこで解決することはしないで、各課の行政の方に繋いで、そこからまた一步歩進んでいくという感じです。例えば、気軽に来てくださる方もいらっしゃいますし、そこで言ってすっきりしたと帰られる方もいます。電話がかかってきて、そこで病院で対応して話を聞くという感じですが、若い世代の方はほとんどいらっしゃらないですし、最近、心配ごと相談も平和なのか、数も減ってきていますので、この困難なというくくりで言ったら、なかなかそれに対応できる問題はまだ出てきていません。民生委員をしているのですが、自分の担当している地区もそうですが、他の地区でも女性の問題とかありますが、そこは福祉課の方に繋いで、あまり公言もできないので、対応してもらっている感じになります。

音田委員長：今回の困難な問題を抱える女性という場合は、一応あくまで女性中心であって、今おっしゃったような一般的な悩みももちろんですが、もうちょっとDVがひどくなっているとか、そういう女性に特定されたような深刻な問題を抱える女性たちが多いです。困難な問題を抱える女性の何かというような窓口にはちょっと行きにくいのかなと思っています。

森村委員：大概皆さん内に秘めて、なかなか外に発信するというのができない。何か気軽に相談できる、若い人だったらSNSで繋がっていくが、すごい悩んでいる人が足を運ぶというのは難しいのかなと思います。

岡井副委員長：先ほども知的障害があつて、困難さを理解できないケースもあるというご意見ありましたが、障害のあるなしに関わらず、例えば非常に周りから見ればすごく大変な状況でも、本人が気づいてない場合があったりして、例えば、よく私の分野の社会学で言われるのは、ケアも不平等がまだすごく残っています。男女平等が法律的にも文化的にも進んできていますが、ケア領域というのは、おじいちゃん（の具合）が悪くなつた、子どもが熱出した、近所とトラブルになつたみたいなことは、ほとんど女性がまだ担つてゐる現状があり、その不平等は本当に解決してない。自分自身のことを思い返すと、ちゃんとできているのかなという思いもありますが、そういうふうに考えると、どうしても「困難な」と言つてしまふと、何か自分が気づいていないのですが、困難な状況に置かれているようなことに気づけないというか、どうしてもそういうことが出てくるのかなと思いますので、法律的な文言は変えられないかもしれません、そういうあたりを現状や社会状況、王寺町の現状に合わせて、広く取ることは検討していく必要があるのかと思います。

前田委員：王寺町の住民として考えてみようかなと思って、今考えていましたが、王寺町のこども家庭センターのパンフレット、チラシを見て、この中に困難な問題を抱える女性による相談がありますが、やはり性被害であつたり、お金の問題というのは、困つてゐるが、なかなか相談しにくい。本当ならば、隠したいというところが強いところを、すごい勇気を出して相談していくというところで、こういうチラシを見て、書いてあると、相談してもいいんだということがわかりやすいと思うので、視覚的には結構重いと思いますが、こういう文言が書いてあることで相談してもいいんだという気持ちにはなると思います。ただ、そこから寄り添つて、一緒に考えてくれるのかという不安に思われる方が多いと思うので、そこをこのパンフレットだけでは

なかなか難しいとは思いますが、そこを寄り添ってもらえるのかなと思えるように、相談できるかなと思えるような、何かしらが入っているといいかなと思っていて、それをネーミングに何か決めることができたら、もっといいかと思いながら考えていたのですが、なかなかどんなネーミングがいいか、今すぐ出てこなくて、すみません。

事務局：私が担当している課の中の一つに、こども家庭センターがありまして、私もその立場もあり、ここに座させていただいている。こども家庭センターは、令和6年4月にできましたが、元々は妊娠期から18歳までの子どもたちとその家族が健康に過ごせるようにというふうなところからの支援であったり、虐待防止であったりというのが主な業務内容で始まっています。ただ困難な女性の問題やDVなどは離れた問題ではないというところもあり、相談窓口を引き受けことになっているのが現状です。そう思いますと、困難な問題を抱えるということは、すごく重たいように見えますが、普通に子育ての相談のつもりで来られても何もわかりませんから、そういう意味では西友の上にもありますし、来やすいところかもしれないと思っています。ただこれもホームページには載せたりはしていますが、見て1年半ぐらいで、そんなに積極的にというか、そんなに目に付いているかというとそうではないかもしませんので、広報などは頑張っていきたいと思っています。ただ町の課の一つになっておりますし、女性（の）問題だけを専門にしているわけではないので、スペシャリストがいるのかというと、そうではないです。保健師がいたり社会福祉士がいますが、一緒に女性（の）問題を考えていただける仲間になっていただける方を探したいぐらいですし、ここ（委員会の委員）の方も一緒になっていただきたいぐらいに思っていますので、期待していただくのはありがたいことですが、外れないようにはしたいと思いますが、スペシャリストがいて、解決が何でも叶うというふうなことではないと思っています。

音田委員長：（こども家庭センターは）こここのフロアにあるところですね。

事務局：もうすぐそこにありますので、また何かあるときには覗いてください。何もなくとも来ていただいても全然構いません。

岡井副委員長：相談件数の推移とかはいかがですか。

事務局：先ほども申しましたように、全体的に子育ての相談とか虐待の相談とかもしておりますので、そういう意味では相談件数は伸びてますが、困難な問題を抱える（女性の相談）と限定してしまうと、本当にひと桁、5本の指に入るぐらいになっています。それは近しい人に相談するというのは、難しい面もあるかもしれませんし、認知度が低いというところはあるかもしれませんので、そこは両方考えて、また周知には努めていきたいと思っています。

池島委員：町の方で、お母さん同士が人間関係を結ぶような、こういう相談に来られて、月1回、集団で自由に話し合えるようなものが（あれば）、非常に効果あるのではないかと思っています。そういう意味では、お母さん方も、孤独、孤立化傾向が進んでおり、よく幼稚園デビューとか言って、幼稚園時代は母親同士が繋がりやすいというような話あります。実際問題、誰かに相談する中でも、やはり年齢の近い人の方がいろいろと不満もちゃんと聞いてくれますが、どうしてもカウンセラーはある程度そういう専門的知識を持っていらっしゃる方なので、言ったらまた説教されるのではないかということもありますし、そういう意味では、個別の相談プラス、そういう方々も一緒になって、エンカウンターと言いますけれども、出会いの場で自由に話をしてもらう。そういうことが非常に心の中に、カタルシス、浄化作用ということは、ここでは計画されていますか。

事務局：実際のところまだそこまでは行っていませんが、例えば就労でしたらハローワーク（の職員）が保健センターに行っていただいて、お母さん方のところで就労に関してレクチャーしてもらったり（する）機会を作っています。今の構想の中では、それぞれの相談、心配事であったり、就労に関してなど、いろいろ相談窓口が多岐にわたってありますし、法律も（多岐にわたって）ありますので、そこをネットワーク化したい。吸い上げて、こども家庭センターの方にそういったところに女性の特有の問題であるようなDVであったり、性被害で予期せぬ妊娠であったり、それによって生活が困難になったり、そういう女性特有の問題がありますので、そういうところをいち早く吸い上げ、こども家庭センターで担ってもらえるような仕組みをまずは作っていきたいと思っており、サロン的な話し合いの場と、そういうネットワークの2つのところ（仕組みづくり）をしっかりやっていきたいと考えています。

池島委員：子どもさんを抱えていらっしゃったら、子ども（同士）が繋がることによってお母さん（同士）もつながる、そういうことで子供たちに繋がるという傾向が結構あります。今、別の委員会で、生涯学習の委員もしていますが、やはり孤独化、孤立化が進んでおりまして、そういう意味ではもう社会全体が不安のある社会になりつつあるということです。そういうときに、フェイストゥフェイスで関われるような、そういう場を積極的にこちらで企画する。そのようなものができると、お母さん同士で、自分たちでもネットワークを作られたりする可能性もあるし、そういう意味では、試行的に、方法として一般的にやられている方だと思いますけれども、結構お母さん方、友達ができたら、コーヒーでも行きましょうかから含めて、あそこが美味しいとか言いながら、広がるような感じがして、そのような計画とかいろいろ考えているのではないかでしょうか。

事務局：そういう機会というのを作っていきたいですし、またそういう繋がりをもとに、こども家庭センターの方にも繋いでいきたいですので、そこはまた計画の中でも入れさせていただいて、行政だけではなく、民間団体、障害者（支援）団体との繋がりを持つことによって、そこからまた吸い上げができる、といった（困難な）問題を抱えている方をいち早く見つけて吸い上げて、そこで情報共有して、接続するところは接続する。例えば警察であったり、生活保護であったりというところは、早く吸い上げて、早く解決して接続してあげるような、そういう仕組みはちゃんと作っていきたいとこの計画（改定の検討）の中では思っています。

中川委員：他の市町村や団体でどういう名前があるのか調べさせていただいて、私達の施設の女の子に、このネーミングであれば、誘いやしいと思ったのがいくつかあったのでよろしいでしょうか。「女性の未来サポート」、「繋がる女性支援」、名前が隠れるような形になりますけど、「ハーモニーサポート」、「まなざしサポート」みたいな名前であれば、「ちょっとハーモニーに行く」みたいな、何となくニュアンスは伝わるけれども、露骨ではないような、そういう呼びやすいネーミングがいいのかと思います。私達の施設の女の子に声をかけるときのイメージで調べてみました。

音田委員長：イメージが湧いてきますね。今回、考えていくときに、あまり硬いものだと行きにくいかなというのもがあり、先ほどのものだと、次から行きやすいのではないかと思いました。案として明記してもいいと思います。これ以外の問題で何かお気づきの点などはありますか。

今井委員：困難な問題を抱える女性の支援を考えるということですが、困難な問題を抱える女性をピックアップするのは難しいです。困難な女性に携わっている方はいらっしゃると思います。そういう（困難な女性に携わっている）方に対して支援した方が困難な女性を支えることになるの

ではと思います。直接困難な女性をピックアップするのはちょっと抵抗がありますが、軽く関わっていっている人たちがたくさんいるので、その人たちに、町からの支援というか、何かできることができがあれば、すそ野が広がって、そういう方がこども家庭センターに集約されていく。ここに来てくださいと言っても多分ほとんどの人が自分で抱えて処理するか、気づかないまま過ごして、別に気付かなくて済むことに対してそこまで関わって、全部、行政が支援することは無理だと思いますので、気づいた人たちに支援をしていく方がいいのではないかと思います。

事務局：先ほどの繰り返しになるかもしれません、支援というか、まずはいろいろな相談窓口があつたりするので、そこから吸い上げというところは正直（多く）なく、ネットワークもない状態であり、例えば民生委員さんであったり、女性活躍の就労の部分は（町の）未来都市創造が担っていますが、そういう就労の相談でも、困窮されている方、お金に困窮されている方はいますので、そういうところを何か仕組みで吸い上げて、その方々にネットワークを作るような形、特に現実に起こっている問題を、例えば警察の方々に来てもらってこういう問題に対してどうですかというアプローチで、例えば講演会を通じながら、何かネットワークを作っていくことを、今計画（改定）の中には盛り込もうと思っています。その中でどういう支援ができるかというところも、そのネットワークの中で考えていたらと今のところ考えています。多分それぞれの相談窓口がバラバラにあるので、一堂に会して、そういう話し合う場というのは、王寺町（役場）の組織の中ではないので、そういう問題がどういう問題なのかというのを、私たち自身もしっかりDVがどんなものであるかというものを、リアルに接している方からお声を聞いて、問題意識を持って、町がどういう組織として、どうあるべきかというのも考えていきたい。そういう相談窓口では接する方の意見も聞いて、どういう支援をするのか、支援のあり方を考えていきたいと考えています。

岡井副委員長：何か課題があったときに、自助・共助・公助というのがあって、公助とは公的な行政的な支援だと思いますが、個人に任せる、自己責任（に）するというのはそっけない対応だと思いますので、共助のピアサポートと言いますか、でもそれはほつといてもなかなか起きないので、その行政の公助の部分と共助の部分を橋渡しし、それがまだまだ整備がされていないですが、そこから埋めていくというか、現在はその過程という理解でよろしいでしょうか。

事務局：過程の段階の話ですが、構想的にはそういうネットワークを作っていく、問題を解決していきたいというところが今のところの構想としてあります。

岡井副委員長：本人だけ抱えるのではなく、周りの人も「あの人はこんな状態だけど大丈夫かな」と気にしたり、それがさっきの繋がる女性支援という枠組みにも近いイメージかと思いますが、何かそういうものになっていけばいいと思いました。

音田委員長：今日のこの資料の中に、いろいろ具体的な取り組みや成果指標案が書かれていますけれど、そのあたりは何かご意見ですか。

岡井副委員長：例えば9の成果指標はどうでしょうか。令和7年度からの実績から考えて、令和14年度の目標は、これで適切なのか。ちなみに成果指標③のところ、現状で広報誌、LINEとホームページがありますが、例えばLINEの登録者にどれぐらいありますか。

事務局：王寺町では1万人ぐらいは登録されています。安全安心メールみたいな感じの部分もありますし、町のイベントの掲載もありますので、いろいろカテゴリーを選べるようになっていまして、1万人ぐらいということで聞いています。王寺町の人口は約2万3000人ぐらいです。

岡井副委員長：多いですね。

音田委員長：この女性相談支援員の配置人数で書かれていますが、今はそういう名目では置いてないということですか。

事務局：そうです。誰もおりません。県内でも（配置している市町村は）少ないです。

今井委員：どうしたらなれるのでしょうか。

事務局：研修が一応あります。資格は別にいらないですが、やはり相談にいくらか乗ることを思えば、相談経験があるようなお仕事をなさっている方が相談には乗れると思っています。学校の先生、教員免許を持っている方、保健師だったり、社会福祉士だったり、精神保健福祉士だったりと（いった方が適性があると）感じています。

岡井副委員長：募集すれば、こういったこと（女性相談支援員）をやりたいという方もいらっしゃると思いますが、今のご説明だとハードルが結構高いと思いました。

下市アドバイザー：県のこども女性課ですが、県の女性センターというところがございまして、女性相談員がおります。採用条件は王寺町がおっしゃったように、資格は求めてなく、相談経験のある方ということです。ひたすら寄り添っていただく、聞いていただく。いろんな悩み、深刻な悩み、日常の悩みを織り交ぜての相談の中で、関係機関や関係法令を学んでいただきながら、スキルアップしていただくという形で県では担っていただいている。

岡井副委員長：0から1になるっていうのはだいぶ違いますけども、令和7年度から令和14年度に向けてですので、もっとできるのではないかなどのいろいろなご意見はありませんか。

今井委員：年に1人は欲しいですね。今、王寺まちづくりで活動していますが、その中で月に1回お祭りやっていて、ある家族がよく来て、ワークショップをしながら、喋ってくるそうです。結構、深刻な悩みから、軽い話から、そういう話が結構あると聞いています。気軽に来られるのだと思います。毎回は来ないそうですが、来たときはすごく自分で話されるそうですが、そういう場所をもう少し増やせばいいと思います。広がるのではないかと思います。確かに場所も必要かとは思いますが、きっかけとして、何かフランクなところに来て、喋って、どういう状態かということをもっと具体的にわかってから、こういうところがあるということを、こちらから紹介できるような仕組みがあれば、誘導できるのかと思います。行政に電話するのは最後の手段だと思います。実際そうだと思います。もう駄目だ、駆け込むという、その一步前の状況の場所の提供を、町としてできればいいと思います。

岡井副委員長：1ページ目に困難な問題を抱える女性への支援の内容で、アウトリーチ等の早期の把握、居場所の提供などが盛り込まれています。そういうイベントなどに、そういう場所で、ハードルが高い、敷居が高いような話ではなく、気楽に話せるようなサロン的なものがあるといいかもしれないです。

森村委員：身近に相談していただくなれば、身近な相談相手の民生委員ということですが、そこに出向くと、身構えられたりするので、地域で見かけたら、立ち話ではないですが、子育て中のお母さんなり、一人暮らしの方なりが、「どうですか」としばらく喋っていると、いろんな悩み、そんなに深刻ではないんですけど出てきたりとかして、ひたすら聞きます。否定もせず、肯定的に答えて、子育てだったらお子さんの成長とか、そういうのがあればこども家庭センター、保健センターに行って、体重を測ってもらったり、お母さんとも喋れると言って、普通の立ち話、世間話しながら、聞いていますが、深刻なものであれば、私も行政に繋げますが、そうやってひたすら聞いてあげるというのが一番大切です。相談しにくいとは思いますが、こっちから一声かけたりとかして、向こうからはやはり来にくいというか、敷居も高いでしょうし、身内に

は話せない悩みごとなどは、地域のよく知っている、個人情報もありますけど、民生委員が個人情報を他に話すことはないので、気軽に相談できるというように、いつも周知はさせてもらっています。件数は少ないですが、ひたすら立ち話、近所、家の前にいたら声かけるとか、そういう感じにはしています。大きな問題解決はしていませんが、何でもいいから相談してもらえる顔が広い人がいればいいのかなと思います。

音田委員長：繋ぎ役になります。

有馬委員：皆さんのお話聞いていて少し思ったのですが、私は本業は看護師、看護学校で働いていますが、コミュニティナースという人がいます。奈良県にも各地ごとにいますが、街中に行って、それこそガソリンスタンドとかにいらっしゃって、地域の人とお話しながら、何か問題を抱えていらっしゃる人のお話があったら、それを行政であったり、専門家に繋いでいくということをしている方がいます。お話を聞いてまさにそれかなというふうに思いました。そういう民生委員の方であったり、自治会の中でサロンを開いている人たちであったり、地域の住民さんのお話を聞いてくださっている人たちに、まずこういう窓口がある、相談するところがあることを広めていって、それが周りへの支援になるかもしれません、周知していって、こういう窓口に繋いでもらうというようなこともしていったらいいのかと思いました。

森本委員：その周知の関係ですが、いろいろネーミングも、利用しやすいようなネーミングで気軽に使っていただけるような、そういう相談できる窓口を作られて、それを広報するというところですが、ハローワークもそうですが、こういう窓口があると広報していても、本当に必要な人に届いていない場合もあります。町であれば、広報誌に載せたり、ホームページに載せたりといった方法があると思いますが、そういうものを見られている方はいいですが、特に若い方はあまり見られてないと思います。民生委員さんとかとの繋がりも若い方はないので、そういう方たちにも届くような広報を考えていけたらいいのかなと思います。

音田委員長：すごい大事なことです。何かいいアイディアはないですか。

今井委員：だるまマーケットを毎月やっていて、子どもが楽しむ、園児が来てお母さんが来て、そのときに毎回お知らせをして、表示するとか、こういうところが実はあるというお知らせはできると思います。子どもと一緒に、20、30、40代の若いお母さんがよく来るので、広報誌よりも効果はあると思います。小学校5年生までのところに毎月チラシを配っているので、結構来てくれますので、使ってもらっても全然いいと思います。

音田委員長：もう少し若い女性（への周知手段）には何かいい方法ないですか。

中川委員：10代、20代の職場の女の子たちの話ですが、すぐ携帯に答えを求めるので、ChatGPTももちろんですが、同じ不安を抱える、おそらく手帳を持っておられる10代の子たちのネットワークの中に相談を出すので、そこでもまれる答えが危ない方向に行くのですが、（状況が）見えないので、そこでどんな答えが出てくるかといつもちょっとヒヤヒヤしています。本当にこの見えなくなっていくオンラインのところに、公的な支援が選択肢になってほしいと切に願いながらお話を聞いていました。どうしたらオンラインの中にこの情報が入っていけるのか。

有馬委員：よくうちの学生は、これをどうやって広めたらしいのか授業の中でも聞いたら、すぐインスタと言います。でもインスタを調べるときに、そこに届かせないといけないが、その情報がいっぱい溢れているので、王寺町のちゃんとした公式のところにたどり着くかどうかというのは不安です。

中川委員：王寺町のマークがついていると、やはり絶対的に安心します。なので、何とかちょっとそこ

に届けたい、オンライン上の何かがあればいいと思います。

岡井副委員長：以前、県の広報課からいろいろ相談を受けまして、一応メディアが研究なので、どうしたら若い世代に県の情報が届きますかという相談を受けたのですが、県の広報誌が本当に読まれてないと言っていました。王寺町でも広報紙は多分若い世代には全然届いていない、読まれていないのではと思います。LINEは、これは人口自体が少ないからだと思いますが、多分ここまで加入率は、全国的にもないと思います。LINEで公式な情報として、悩みを持っている人には、それは効果があるのではと思います。ネット検索は怖くて、例えばYouTubeとかでも何かキーワード入れたらもうそれが覚醒して全部出てきます。うちの学生たちも「界隈」という言葉を使いますが、いわゆるネット上でハッシュタグでキーワードを入れて「自傷界隈」、「美容整形界隈」など、同じ悩みを持った人たちが集まるので、必ずしもそこに正しい答えがあつたりするわけではなく、何かそういう「界隈」みたいなふうに流れていく人たちがいるように、非常に心配なことがあります。その奇しくも非常に加入率が高いLINEというものが町としてあるので、基本的には若い世代に届くのはLINEなのではないかと思います。

事務局：行政としてもその辺も考えさせてもらって、まずはそういう相談場所があるというところと、いろいろなコミュニティを使って、そこでいろいろな方々が集まるというところのアプローチの仕方、そこを通じて認知度を上げるということと、若い方がLINEに入っているかどうか、正直、高齢者は多いと思いますが、若い方の加入がどれぐらいあるか、調べさせてもらって、そのSNSへのアプローチの仕方がどういう形が一番いいのかというのも、いろいろ研究も、（岡井委員）先生にお知恵も借りていきたいと思います。

岡井副委員長：（町公式LINEに）加入すると雪丸くんのスタンプがもらえるとかそんなこと（加入促進）もできると思います。

事務局：そのようなインセンティブ的なものも使いながら、加入の状況も見たいとは思っています。

音田委員長：他に何か全体を通してとかお気づきの点ござりますか。一通り出尽くした感じですか。様々なご意見をいただきて、本当にありがとうございました。事務局に今日の意見を、計画にどのような形で反映できるか検討していただけたらありがたいと思います。それでは次第のその他に移ります。事務局から何かございましたらお願ひします。

9 その他（連絡事項等）

事務局：本日の王寺町男女共同参画計画等策定委員会、また次回の委員会の要旨につきまして、町ホームページの方で公開を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

音田委員長：いかがでしょうか。

辻岡委員：公開が原則ですよね。

事務局：おっしゃるように公開が原則となっております。

音田委員長：そのようにお願いします。

事務局：次回の委員会につきましては、本日ご議論いただきました内容を踏まえまして、改定案を策定させていただき、令和8年2月頃に、答申の場として開催させていただきたいと考えております。本日はご出席賜りましてありがとうございました。